



陳情第 9 号

2008年 10月 27日

美郷町議会

議長 伊藤 福章 様

秋田県労働組合総連合

議長 佐々木 章

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 国労会館2階

電話 018-834-1808 FAX018-834-1816

大曲仙北地域労働組合総連合

議長 柴田 俊英

〒014-0062 大仙市大曲上栄町10-28 鈴木アパート2階

電話 0187-63-1092 FAX0187-62-8261

労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書

陳情趣旨

住民のくらしと福祉の向上にむけた責職の日頃からのご尽力に、心より敬意を表します。

さて、「貧困と格差」の拡大が社会問題化され、その深刻な実態が日々報道されています。いまや、非正規雇用労働者は全雇用労働者の1/3を占め、正規雇用労働者と同じ仕事をしていても低賃金に抑えられています。このため働いてもなお生活困窮におちいる「ワーキングプア」は1千万人を超え、住居を持たずに「ネットカフェ」などに寝泊まりせざるを得ない事態が拡大しています。こうした非正規雇用が増大する一方で、正規雇用労働者の4人に一人は健康を損なうほどの長時間・過密労働を強いられ、過労死・過労自殺に至る悲惨な事態も後を絶ちません。

特に派遣労働者は年々増加し2006年度の統計では321万人となっています。「常時雇用を派遣に置き換えてはならない」という法の原則は踏みにじられ、禁止業務への派遣や二重派遣、中途解約、偽装請負、労災隠し、セクハラ・パワハラなどの違法行為が横行しています。「低コストで必要なときに必要なだけ調達できる便利な労働力」の考え方のもと、不安定雇用の極致ともいわれる「日雇派遣」も拡大しています。

雇用の原則は「直接雇用」です。雇用責任があいまいになる派遣労働は「臨時的・一時的」なものに限定すべきであり、正社員・常用雇用の代替にはならないと思います。その原則にたち、「労働者派遣法」が労働者を守る法律に改善されるよう、地方自治法第99条に基づき、国と関係省庁へ意見書を提出していただきたく以下の事項を陳情いたします。

陳情事項

派遣労働は、臨時的かつ専門性の高い業務に限定し、派遣先の正社員との均等待遇を義務付けること。
日雇い派遣は禁止すること。

以上